

宇部市短期集中予防サービス（通所型C）検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 宇部市短期集中予防サービス（通所型C）（以下「短期集中予防サービス」という。）に関する必要な事項を調査審議するため、宇部市短期集中予防サービス検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる関係機関から推薦を受け市長が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第4条第1項の規定により会長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第7条 委員会の事務を処理するため、宇部市健康福祉部高齢福祉課に事務局を置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

宇部市医師会
山口県デイサービス協議会
山口県理学療法士会
山口県作業療法士会
宇部市社会福祉協議会
宇部市地域包括支援センター